

役員及び評議員の報酬等支給基準に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人浅香山記念会（以下「この法人」という。）定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれている者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 この法人は、役員及び評議員に対し、報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 この法人の全役員の報酬総額は、年間300,000円以内とする。
- 4 役員及び評議員に対する報酬の額は、別表第1及び別表第2に定める額とする。但し、源泉徴収額を差し引いた額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員が出張する場合は、別に定める出張旅費規定に基づいて、旅費（宿泊費を含む）を支給する。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の基準として公表する。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月10日より施行する。

別表第1 役員の報酬

(1) 理事

理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

(2) 監事

理事会等会議への出席	5,000円
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

別表第2 評議員の報酬

評議員会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円